

●就学援助支給費目と支給額（参考） ※令和7年度の金額です。東大和市立小・中学校以外の学校に在学の方は、支給予定時期が変わる費目があります。

支給費目		支給予定金額（年額）※今後変更される可能性があります。		支給予定時期	
A	学用品費等	小学1年生 13,230円 中学1年生 25,040円	小学2～6年生 15,500円 中学2～3年生 27,310円	4～8月分 9～12月分 1～3月分	9月下旬 2月下旬 翌年度4月下旬
B	新入学学用品費 ※1人の児童・生徒に対し、他の区市町村からの支給実績を含め、また、入学前支給を優先として、入学前または入学後のどちらか1回支給します。	入学後支給	小学1年生 57,060円 中学1年生 63,000円 (4月に申請・認定された方で、かつ、入学前支給・新入学学用品費が未受給の方)	7月下旬	
		入学前支給	新小学1年生 57,060円 新中学1年生 63,000円 (令和7年12月末現在で認定されている方)	2月上旬 ※新小学1年生は、就学時健康診断時にご案内します。 10月～12月に受付する予定です。	
C	学校給食費	給食にかかる額		申請時の委任状により、給食センターに支払います。 ※東大和市立小・中学校に在学の場合、認定・否認にかかわらず、個人の給食費の支払いは生じません。	
D	修学旅行費（宿泊を伴うもの）	実費（行事の終了後、確定した額を後払いで支給します。）		1学期実施分	9月下旬
E	移動旅行費（宿泊を伴うもの）			2学期（9月）実施分	12月下旬
				2学期（10～12月）実施分	2月下旬
				3学期実施分	翌年度4月下旬
F	通学費 (該当となる方のみ。該当者へは個別に通知します。)	実費		A 学用品費等の支給時期に合わせて支払います。	
G	卒業アルバム・記念文集費	15,000円までの実費		翌年度4月下旬	
H	学校保健安全法による医療費 (保険証を使用し、自己負担する医療費)	<p>学校で行う定期健康診断において、下記の該当病の治療を指示された方が対象です。</p> <p>該当病：トラコーマ及び結膜炎、白癬（水虫等）、疥癬（ダニによる感染症）及び膿疱疹（とびひ）、中耳炎、慢性副鼻腔炎及びアデノイド、寄生虫病、う歯（虫歯）</p> <p>※治療前に、教育総務課にお越しいただき、医療券の交付を受けてください。お越しいただく際に、定期健康診断の「結果のお知らせ」をお持ちください。審査結果前に治療をする場合は、事前に教育総務課にご相談ください。</p>			

※生活保護を受けている方は、修学旅行費、移動教室費及び学校保健安全法による医療費（上記表内のD、E、H）が支給されます。

※小・中学校で集金する教材費・修学旅行費等は、全て学校へお支払いください。未納がある場合は、就学援助費支給額の範囲内で未納相当分を学校に支給します。